

平成 30 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ ル カ リ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O 山 田 進 太 郎
(コード番号：4385 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O 長 澤 啓
TEL. 03-6804-6907

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 30 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、募集株式の払込金額等が未定でありましたが、平成 30 年 6 月 1 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|------------------|---|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1 株につき 金 2,295 円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 9,842,566,500 円 |
| (3) 仮 条 件 | 1 株につき 2,700 円から 3,000 円 |
| (4) 仮条件の決定理由等 | 上記仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。 |

2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1 株につき 金 2,295 円 |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 6,518,947,500 円 |

3. 引受人に対する指定販売先への売付け要請（親引け）の件

当社が、引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりです。

（1）親引け予定先の概要

① 名称	メルカリ従業員持株会	
② 本店所在地	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	
③ 代表者の役職・氏名	理事長 野瀬 梓紗	
④ 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（2）親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

（3）親引けしようとする株券等の数

未定であります（引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式のうち、470,600 株を上限として、売出価格等決定日（平成 30 年 6 月 11 日）に決定される予定であります。）。

（4）親引け予定先の株券等の保有方針

長期的保有の見込みであります。

（5）親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

（6）親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

（7）親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記[ご参考]「2. ロックアップについて」をご参照ください。

（8）販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格等決定日（平成 30 年 6 月 11 日）に決定される予定の売出株式の売出価格と同一となります。

(9) 親引け後の大株主の状況

①現在の大株主の状況

山田 進太郎	38,342,730 株
ユナイテッド株式会社	15,000,000 株
富島 寛	9,600,000 株
グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合	7,934,000 株
株式会社 suadd	6,600,000 株
WiL Fund I, L.P.	6,066,780 株
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	5,450,000 株
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合	5,307,270 株
三井物産株式会社	3,271,020 株
Globis Fund IV, L.P.	3,180,930 株

②国内募集、海外募集、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び親引け実施後の大株主の状況

山田 進太郎	37,192,530 株
ユナイテッド株式会社	10,500,000 株
富島 寛	9,100,000 株
株式会社 suadd	6,567,000 株
グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合	4,760,400 株
WiL Fund I, L.P.	3,640,080 株
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	3,542,500 株
グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合	3,184,370 株
三井物産株式会社	1,962,620 株
Globis Fund IV, L.P.	1,908,630 株

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当増資分(最大2,840,500株)は考慮しておりません。

2 親引け予定株式数は、上限である470,600株として算定しており、売出価格等決定日(平成30年6月11日)において変更される可能性があります。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項はありません。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募 集 株 式 数 普通株式 18,159,500 株

(国内募集 4,288,700 株、海外募集 13,870,800 株)
最終的な内訳は、上記募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（平成30年6月11日）に決定される。

売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受けによる売出し 22,554,800株

(引受人の買取引受けによる国内売出し 14,648,200株、海外売出し 7,906,600株)

最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日（平成30年6月11日）に決定される。

オーバーアロットメントによる売出し(*) 上限2,840,500 株

(2) 需要の申告期間 平成30年6月4日(月曜日)から
平成30年6月8日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年6月11日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を総合的に勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成30年6月12日(火曜日)から
平成30年6月15日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年6月18日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年6月19日(火曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である山田進太郎（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。

これに関連して、当社は、平成30年5月14日及び平成30年6月1日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しのために貸株人から借入れる株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返却します。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月13日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付け

た株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、売出人かつ貸株人である山田進太郎、売出人であるユナイテッド株式会社、富島寛、グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合、株式会社suadd、Wil Fund I, L.P.、イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合、グロービス4号ファンド投資事業有限責任組合、三井物産株式会社、Globis Fund IV, L.P.、石塚亮、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、鶴岡達也、胡華、GMO VenturePartners 3投資事業有限責任組合、ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合、猪木俊宏、GMOペイメントゲートウェイ株式会社、石川篤、山田佐知子、Puneet Shah、Kevin Linn及びEunsun Yen、当社の株主である小泉文明、松山太河、日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、Erika Ocampo及びヤマト運輸株式会社、並びに当社の新株予約権者である山田進太郎、富島寛、石塚亮、小泉文明、鶴岡達也、胡華、濱田優貴、John Lagerling、Robin Clark、松本龍祐、青柳直樹、掛川紗矢香、長澤啓、山田和弘、五十川匡、伊藤錬、宮上佳子、伊豫健夫、名村卓、柄沢聡太郎、荻原裕太、森本茂樹、川嶋一矢、片岡慎也、田中慎司、城讓、益田尚、藤崎研一朗及びその他役員62名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後180日目(平成30年12月15日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、国内募集、海外募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストック・オプション又は譲渡制限付株式報酬にかかわる発行等(但し、ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつ、ロックアップ期間中の発行等による累積での潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る。))を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

さらに、グローバル・オフリングに関連して、親引け先である当社従業員持株会は、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の売付等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、それぞれジョイント・グローバル・コーディネーター又はジョイント・グローバル・コーディネーター及び共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

また、上記に加えて、当社の株主であるユナイテッド株式会社は、当社に対し、グローバル・オフリングにおける同社による当社普通株式の売却が完了した時点において同社が保有する当社普通株式のうち5,250,000株について元引受契約締結日から上場日(当日を含む。)後3年目の応当日(平成33年6月19日)までの期間、当社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による国内売出し等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。平成 30 年 5 月 14 日及び平成 30 年 6 月 1 日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。